

会社法

第1章 会社法の意義 p1～6

1. 会社の意義 p1
2. 会社の権利能力の範囲 p1～2
3. 法人格否認の法理 p2～3
4. 会社の商人性・会社の行為の商行為性 p3～4
5. 名板貸会社の責任 p4～5
6. 表見支配人 p5～6

第2章 設立 p7～15

第1節. 序説 p7

1. 準則主義
2. 発起人
3. 設立方法

第2節. 設立手続に関する問題点 p7～11

1. 出資の履行
2. 変態設立時効

第3節. 設立中の会社の法律関係 p12～13

1. 設立中の会社
2. 設立費用
3. 開業準備行為

第4節. 成立後の株式会社に対する責任 p13～14

1. 任務懈怠責任
2. 対第三者責任
3. 出資に関する責任
4. 責任の免除
5. 疑似発起人の責任

第5節. 設立の無効・会社の不存在・会社の不成立 p14～15

1. 設立の無効
2. 会社の不存在
3. 会社の不成立

第3章 株式 p17～45

第1節. 株式と株主 p17～23

1. 他人名義による株式の引受け p17
2. 株式の内容についての特別の定め p18
3. 種類株式 p18
2. 株主平等の原則 p19～21
3. 利益供与の禁止 p21～23

第2節. 株式の譲渡自由の原則・譲渡制限 p24～28

1. 定款による制限 p24～26

2. 契約による譲渡制限 p27～28

第3節. 株式の準共有 p29～31

第4節. 株式の譲渡と権利行使の方法 p32～37

1. 株券発行前の譲渡 p32～33

2. 株主名簿の名義書換え p33～37

第5節. 自己株式の取得・子会社による親会社株式の取得規制 p38～41

1. 自己株式の取得 p38～41

2. 子会社による親会社株式の取得 p41～42

第6節. 投資単位の調整 p43～45

1. 株式の併合・分割 p43～44

2. 株式無償割当て p44

3. 端数の処理 p44

4. 単元株制度 p45

第4章 機関 p47～141

第1節. 機関総論 p47～48

1. 機関の概念 p47

2. 機関構成に関する基本的なルール p47～48

第2節. 株主総会 p49～71

1. 株主総会における決議事項 p49～50

2. 株主総会の招集 p50～53

3. 株主提案権 p53～54

4. 一株一議決権の原則とその例外 p54～55

5. 議長の議事整理に関する権限 p55～56

6. 累積投票制度 p56

7. 議決権を行使する方法 p57～60

株主が株主総会に出席する／議決権の代理行使／書面による議決権行使／電磁的方法による議決権行使／議決権の不統一行使

8. 取締役の説明義務 p60～61

9. 株主総会決議の取消しの訴え p61～68

10. 株主総会決議の不存在確認の訴え p69～71

11. 株主総会決議の無効確認の訴え p70～71

第3節. 取締役・取締役会 p72～126

1. 取締役の資格等 p72

2. 取締役と株式会社との関係 p72

3. 取締役の選任・解任 p72～74

4. 取締役の職務執行停止・職務代行者の選任 p74～75

5. 表見代表取締役 p75～77

6. 取締役会 p77～80

7. 代表取締役 p80～84

8. 競業取引 p84～89

- 9. 利益相反取引 p89～98
- 10. 取締役の報酬等 p98～105
- 11. 任務懈怠責任 p105～118
- 12. 対第三者責任 p118～123
- 13. 役員等の責任の減免・補償・責任保険 p123～126

第4節. 監査役・監査役会 p127～131

- 1. 監査役の監査権限 p127～128
- 2. 非監査役設置会社 p128～129
- 3. 監査役の同意権・提案権・決定権・意見陳述権 p129～130
- 4. 監査役の兼任禁止 p130～131
- 5. 監査役の報酬等 p131

第5節. 役員等の責任の追及等 p132～141

- 1. 株主代表訴訟 p132～136
- 2. 多重代表訴訟等 p136～140
- 3. 違法行為等差止請求 p140
- 4. 検査役の選任請求 p141～142

第5章 資金調達 p143～162

第1節. 募集株式の発行等 p143～158

- 1. 有利発行 p143～145
- 2. 出資の履行に関する問題点 p145～148
 - 仮装払い込み／債務の株式化（デッド・エクイティ・スワップ）
- 3. 新株発行の争い方 p158～158
 - （1）新株発行の差止請求
 - （2）新株発行無効の訴え
 - （3）新株発行不存在確認の訴え

第2節. 新株予約権 p159～162

第6章 組織再編 p163～192

第1節. 承継型組織再編 p163～174

- 1. 組織再編契約の締結 p163～165
- 2. 事前開示 p165
- 3. 株主総会の特別決議による承認 p166
- 4. 反対株主の株式買取請求の手続 p166～171
- 5. 債権者異議手続 p171～172
- 6. 組織再編の効力発生 p173
- 7. 事後開示 p174

第2節. 新設型組織再編 p175～178

- 1. 組織再編契約の締結・組織再編計画の作成 p175
- 2. 事前開示 p175～176
- 3. 株主総会の特別決議による承認 p176

4. 反対株主の株式買取請求の手続 p176

5. 債権者異議手続 p176～177

6. 組織再編の効力発生 p177

7. 事後開示 p177～178

第3節. 株式交付 p179～185

1. 概要 p179

2. 株式交付をすることができない場合 p179～180

3. 手続 p180～183

4. 株式交付の効力が発生しない場合 p183

5. 株式交付の争い方 p184

6. その他 p184～185

- ・株式交付子会社の譲渡人以外の株主の利益の保護
- ・株式交付親会社から譲渡人に対して対価が交付されなかった場合
- ・譲渡しの申込み後、株式交付の効力発生前に、当該株式が第三者に譲渡された場合

第4節. 組織再編の争い方 p186～192

1. 効力発生の前・後 p186～190

2. 詐害的な会社分割 p190～192

第7章 事業譲渡等 p193～198

1. 概要 p193～194

2. 承認決議を要しない場合 p195

3. 事後設立 p195

4. 譲渡会社の債務についての譲受会社の責任 p195～198

第8章 計算 p199～205

第1節. 会計帳簿の閲覧謄写請求権 p199～201

1. 概要

2. 論点

第2節. 剰余金の配当等 p202～205

1. 財源規制の必要性

2. 財源規制の詳細

3. 期末の欠損填補責任

手形法・小切手法

第1章 手形法 p207～222

[手形法の理論体系] p207

1. 手形の性質 p208
2. 手形関係と原因関係 p209～210
3. 手形行為総論 p210
4. 形式的要件／実質的要件 p210～212
5. 他人による手形行為 p212～214
6. 裏書 p214～216
7. 人的抗弁 p216～219
8. 支払 p219～220
9. 遡求 p220～221
10. 利得償還請求権 p221
11. 手形保証 p221～222
12. 白地手形 p222

第2章 小切手 p223

商法総則・商行為法

1. 商法総則・商行為法の適用範囲 p225～226

(1) 商行為

絶対的商行為／營業的商行為／附屬的商行為

(2) 商人

2. 商業登記 p226～227

3. 商号 p227

4. 營業譲渡 p227

5. 商業帳簿 p227

6. 商業使用人と代理商 p227～228

支配人／その他の商業使用人の代理権／代理商

7. 商行為・商人の行為に関する規定 p228～229

(1) 商事代理

(2) 商行為に適用される規定

商事法定利率の廃止／債務の履行場所／債務履行の時間／商事消滅時効の廃止

(3) 企業金融の円滑化

多数債務者間の連帯／保証人の連帯／流質契約の許容／商人間の留置権

(4) 当事者の一方が商人である場合の規定

諾否の通知義務／送付品保管義務／報酬請求権／立替金の利息請求権／受寄者の善管注意義務

(5) 当事者双方が商人である場合の規定

契約の申込み／消費貸借の利息請求権

8. 商事売買 p230～231

- (1) 売主の供託・競売権
- (2) 定期売買
- (3) 買主の検査・通知義務
- (4) 買主の保管・供託義務

9. 仲立・取次 p231～232

- (1) 仲立人
- (2) 問屋
- (3) 運送取次人

10. 陸上運送営業と倉庫営業 p232～235

- (1) 陸上運送営業

荷送人の権利／運送人の義務／荷受人と運送人の関係／相次運送

- (2) 陸上旅客運送人

- (3) 倉庫営業者

倉庫寄託契約／倉庫営業者の義務／倉庫営業者の権利／倉庫証券

11. 場屋の主人の責任 p235

「客」／寄託を受けた物品に関する責任／寄託を受けない物品に関する責任／高価品の特則／594 条の責任と不法行為責任／短期消滅時効

12. 匿名組合 p235～236

13. 交互計算 p236～237

第5節. 自己株式の取得・子会社による親会社株式の取得規制

A

1. 自己株式の取得

(1) 概要

自己株式の取得には、会社法上、複数の規制が設けられている。

自己株式取得の規制の主たる趣旨は、自己株式取得が出資の払戻しの実質を有することから要請される会社債権者保護と、投下資本回収における株主間の公平にある。

(2) 特定の株主からの合意による有償取得

江頭 247 頁、高橋ほか 420～422 頁

会社と特定の株主との合意による自己株式の有償取得については、厳格な手続規制が設けられている。

それは、①株主相互間の公平（＝㉞会社が一部の株主から時価を上回る価格で自己株式を取得することがあるとその一部の株主が利得する一方で他の株主が損失を被る〔株主間の利益移転〕、㉟資本回収機会の不平等）、②会社支配の公正（＝反対派株主（グリーン・メイラーを含む）からの自己株式取得により取締役が自己の会社支配を維持する等、会社経営を歪める手段に利用される）、③資本の維持（＝資本金・準備金を財源とする取得は、株主への出資払戻しと同様の結果を生じ会社債権者の利益を害する）、④証券市場の公正（＝相場操縦（金商法 159 条）・インサイダー取引（金商法 166 条）などに利用される）が害されるという弊害を生ずるおそれがあるからである。

以下では、手続規制について取り上げる。

ア. 株主総会の特別決議

(ア) 原則

・株主総会の特別決議により 156 条 1 項 1 号～3 号の事項を定めなければならない（156 条 1 項・160 条 1 項、309 条 2 項 2 号）。

➡当該特定の株主は、議決権行使できるものが自分以外にいない場合を除いて、株主総会において議決権を行使することができない（160 条 4 項本文）。¹⁾

(イ) 例外

子会社から自己株式を取得する場合には、取締役会設置会社では取締役会決議により自己株式を取得することができる（163 条）。

イ. 売主追加請求の通知

(ア) 原則

他の株主に対し、株主総会の 5 日前（定款で短縮可）までに、自己株式の取得議案に自分も売主として加えるように請求することができる旨を通知しなければならない（160 条 2 項・3 項、施行規則 29 条本文）。

(イ) 例外

①市場価格のある株式（ex.上場株式）を市場価格以下で取得する場合（161 条、施行規則 30 条）。

¹⁾ 同条項違反の瑕疵については、株主総会の決議方法の法令違反（831 条 1 項 1 号）とみる見解と自己の株式の取得に関する手続違反の一つとみる見解とがあり得る（平成 23 年司法試験・採点実感）。

➡株主間の利益移転の危険が非常に小さいから、売主追加請求の通知は不要とされている。

高橋ほか 423 頁

②非公開会社が、株主の相続人その他の一般承継人から、当該一般承継人が議決権を行使する前に、自己株式を取得する場合（162 条）。

➡非公開会社で企業承継をスムーズに実現するために、会社が株式の相続人から相続株式を買い取りたいというニーズがある一方で、会社の自己株式取得財源に限りがあるためにそれほど多くの株式を取得できないケースが生じることへの特別の配慮によるものである。

高橋ほか 423 頁

③子会社から自己株式を取得する場合（163 条）。

④定款により 160 条 2 項・3 項を排除する定めをした場合（164 条 1 項）

〔論点 1〕 手続規制違反の自己株式取得の効力

A

手続規制違反の自己株式取得は、手続規制の趣旨を確保するため無効である。

もっとも、手続規制違反について相手方が善意・無重過失である場合には、取引安全を優先するために、会社は無効主張できないと解すべきである。²⁾

〔論点 2〕 手続規制違反の場合における無効主張権者

A

確かに、相手方（＝譲渡人）による無効主張の可否については、投機のために無効主張が悪用される（＝株価が値上がりした場合にだけ無効主張する）危険を理由に否定する見解もある。

しかし、相手方の無効主張の制限により確保される会社の利益は違法な自己株式取得により得られたものであるから法的保護に値しないし、自己株式取得の手続規制の目的を達するためにも、相手方による無効主張も認めるべきである。

高橋ほか 424～425 頁、江頭 258 頁

〔論点 3〕 違法な自己株式取得と自己株式処分の関係

A

自己株式処分の対象となった自己株式が有効に取得されたものではない点は、自己株式処分の無効原因となるか。

確かに、自己株式処分は、有効に取得されたものではない株式を対象とするものである点で、無効にするべきとも思える。

しかし、このように考えると、自己株式取得の相手方や転得者の取引安全が害されるから、自己株式取得の無効は自己株式処分の効力に波及しないと解すべきである。

平成 23 年司法試験・出題趣旨・採点実感

（3）分配可能額規制

「分配可能額」（461 条 1 項柱書）は、「剰余金の額」（446 条）を基礎として様々な金額を加減して計算される（461 条 2 項、計算規則 156～158 条）。

「剰余金の額」は、最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」「その他利益剰余金」の額を基礎に、様々な金額を加減して計算される（446 条、計算規則 149 条・150 条）。

リークエ 285～287 頁

²⁾ 民法 93 条 1 項但書を類推適用し、原則：有効、例外：相手方が悪意又は有過失であるときは無効とする見解もある（高橋ほか 424 頁）。

〔論点 4〕 財源規制違反の自己株式取得の効力

有効説は、「効力を生じた日における」という 463 条 1 項の文言との整合性に加えて、無効説に立った場合における相手方からの同時履行の抗弁の主張を認めるべきではないということを理由とする。

すなわち、無効説に立った場合、会社と相手方との原状回復義務(民法 121 条の 2 第 1 項)は同時履行の關係に立ち(民法 533 条類推)、仮に会社が取得した株式を処分しており現物返還ができない場合には株式の時価相当額の金銭返還を要することになるが、もし株価が処分価額よりも高騰していれば結果として会社財産が減少することになり会社債権者保護の趣旨に反するといえるのである。³⁾

しかし、財源規制違反の自己株式取得を承認する株主総会決議が「決議…内容」の「法令…違反」により無効である(830 条 2 項)にもかかわらず、同決議に基づく自己株式取得が有効であるのは不整合である。

また、462 条 1 項により同時履行の抗弁権が排除されていると解することもできる。⁴⁾

さらに、失念株の株式分割後に名義株主が当該株式を売却した事案における不当利得返還額(現: 価額償還の額)を売却代金相当額であるとした判例があるところ、この判例と同様に考えて会社の価額償還義務は自己株式処分価額相当額であると解するのであれば、仮に同時履行の抗弁権を認めたとしても不都合はない。⁵⁾

そこで、無効説によるべきである。

A

高橋ほか 408～411 頁、事例で考える 305～308 頁、リークエ 289～290 頁、事例演習 78～79 頁

事例演習 78～79 頁

リークエ 290 頁、高橋ほか 410 頁、
最判 H19.3.8・百 14

〔論点 5〕 違法な自己株式取得による会社の損害

自己株式取得に関する取締役の責任としては、①462 条 1 項に基づく責任、②465 条 1 項 2 号・3 号に基づく期末の欠損填補責任及び③423 条 1 項に基づく任務懈怠責任が考えられる。「損害」の範囲について争いがあるのは、③任務懈怠責任についてである。

自己株式の取得価額と取得時の時価との差額であると考え(時価差額説)と、時価以下での取得であった場合、その後に取得価額を下回る価額で自己株式を売却したために売却時の会社財産が取得時のそれを下回る状態に至ったとしても、責任追及が認められなくなり、役員等の責任制度の損害補填機能に照らし妥当でない。

そこで、取得価額と売却価額との差額が「損害」とであると解すべきである

A

大阪地判 H15.3.5・百 21

³⁾ 有効説は、相手方は 462 条 1 項に基づき義務を履行した段階で、民法 422 条類推により会社に対し株式返還を請求できるようになると構成し、同時履行の抗弁権を認めない(高橋ほか 410 頁)。

⁴⁾ これについては、①株主の原状回復義務を認めつつ 462 条 1 項により同時履行の抗弁権が排除されるとする説明(リークエ 290 頁、高橋ほか 410 頁)と、②462 条 1 項は株主の原状回復義務の特則であり、株主は同条項に基づく金銭支払義務のみを負担し、民法 121 条の 2 第 1 項に基づく原状回復義務は負わないとする説明(事例で考える 309 頁)があるようである。

⁵⁾ 自己株式の時価が高騰することで取得価額・処分価額の双方を上回ったという事情がない事案では、最高裁平成 19 年判決の判例法理を用いるべきではない。仮にこの判例法理を使った場合、甲社が A から時価総額 15 億円の自己株式を 15 億円で取得した後で、同自己株式を 10 億円で処分したという事案において、A が 15 億円の支払・返還義務を負う一方で、甲社は時価総額 15 億円を下回る 10 億円の返還義務を負うにとどまるということになり、自己株式取得の当事者間の公平を欠くからである。

(売却差額説)。⁶⁾

この見解に対しては、①自己株式の保有中に株式の時価が低下した場合には責任追及ができない、②取得後に株式の時価が上昇した場合には責任が減免されることになるという批判があるが(①・②は、役員等の責任制度の任務懈怠抑止機能からの批判である)、役員等の責任制度の損害補填機能からすれば、取得時と売却時を比較しての現実に生じた損害についてのみ賠償させれば足りるから、かかる批判は当たらないと考える。

(4) 自己株式の法的地位

- ・自己株式には、議決権がない(308条2項)。自己株式に議決権を認めると、代表取締役等の業務執行機関が自己株式について議決権を行使することになり、経営陣による会社支配に利用されるおそれがあるからである。
➡同じ理由から、議決権以外の共益権も認められない。
- ・自益権については、配当請求権(453条)、残余財産請求権(504条3項)、株式無償割当て(186条2項)・新株予約権無償割当て(278条2項)を受ける権利、株主割当てによる募集株式の発行(202条2項)・株主割当てによる新株予約権の発行(241条2項)において割当てを受ける権利が否定される。
➡株式の併合(180条)や株式の分割(183条)の効力は、自己株式にも当然に及ぶ。

田中 420 頁

2. 子会社による親会社株式の取得

子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されている(135条)。

禁止の趣旨は、①子会社による親会社株式の取得を自由化すると、親会社が子会社に指示して自己の株式を取得させるという形で自己株式取得規制が容易に潜脱されること、②親会社から出資を受けている子会社が親会社株式を取得することは、実質的には親会社財産が親会社株主に分配されることに等しく、これが過度に行われることにより会社債権者の利益が害されるということにある(ex.親会社が子会社に1億円出資した直後に、子会社がその1億円を用いて親会社株式を取得する場合)。

例外的に子会社が取得した親会社株式は、⑦相当の時期に処分しなければならない(135条3項)。なお、迅速な処分を可能とするために、親会社が簡易な手続により買い取ることができる(163条)。

また、親会社の業務執行機関が子会社が取得した親会社株式に係る議決権を行使することにより親会社の支配関係が歪められることを防止するために、子会社が取得した親会社株式には、④議決権が認められない(308条1項-さらには、議決権を前提とする共益権[303条~305条等]も認められない)。他方で、それ以外の共益権・自益権は認められる。

なお、子会社による親会社株式の取得には、自己株式取得のような財源規制

B

田中 421 頁

高橋ほか 428 頁

⁶⁾ 判例(最判 H5.9.9・百19)は、100%子会社による親会社株式の取得の事案について、100%子会社による親会社株式の取得は特段の事情のない限り自己株式取得規制に違反すると解した上で、100%子会社の損害は完全親会社の損害であるという理解の下で、親会社に売却差額相当額の損害を認めている。

はない。

[判例 1] 100%子会社による親会社株式の取得

B

最判 H5.9.9・百 19

事案：親会社 A は、吸収合併の計画をスムーズに進めるために、これに反対の意思を表明していた大株主 C (25.8%) の全株式を買い取ることを企図して、A 社の常務会において、100%子会社 D 社をして大株主 C の全株式を市場価格 (380~400 円/1 株) を超える 1 株 500 円で買い取らせ、それをグループ会社に売却し、その差額を D 社が負担するということを決定した。

上記決定に基づき、D 社は、大株主 C から A 社株式 1550 万株を 1 株 530 円 (合計 82 億 1500 万円) で買い取った上で、これをグループ会社に 1 株 300 円で売却し、これによって D 社には 35 億 5160 万円の売却差額損が生じた。

この事案において、親会社 A の取締役の損害賠償責任 (現：423 条 1 項) が問われた。

要点：①まず、本判決は、100%子会社による親会社株式の取得について、子会社による親会社株式の取得規制 (会社法 135 条) が設けられていなかった改正前商法下において、親会社自身による自己株式取得の場合と同様の弊害が生じること、及び自己株式取得規制の潜脱のおそれを理由として、無償取得であるなどの特段の事情がなければ自己株式取得規制 (改正前商法 210 条) に反し許されなかったとした。

②次に、本判決は、D 社の資産には売却差額相当額 (35 億 5160 万円) の減少が生じ、他に特段の主張立証がないことから、D 社の全株式を保有する A 社にも同額の資産減少が認められるとして、A 社について売却差額相当額の損害を認めるとともに、かかる A 社の損害と D 社による A 社株式取得との間の相当因果関係も肯定した。このように、100%子会社の損害については、特段の事情がない限り、これを親会社の損害と解してよいが、理論的には、子会社株式の評価損が親会社の損害となるというべきである。⁷⁾

③そして、取締役の法令違反の行為等により会社が損害を被ると同時に利益を受けている場合には、損益相殺があり得る。もっとも、役員等の責任制度は、損害補填機能のみならず、任務懈怠抑止機能もあるため、後者の機能ゆえに、損益相殺には制限がある。例えば、自己株式取得のように予防的見地から規制されたに過ぎない事項への違反行為については、会社に生ずべきより大きな損害を避けるために取締役がそれを行ったという場合には、損益相殺の余地があり得る。

東京地判 S61.5.29 参照

⁷⁾ この見解に対しては、親会社の役員に損害を賠償させても 100%子会社の債権者は保護されないとの批判があるが、①100%子会社の債権者が 100%子会社の損害を介して生じた間接損害について同社役員等に責任追及 (429 条 1 項) し得ること、②100%子会社の損害が親会社の損害である場合に親会社役員等が親会社に対して 423 条 1 項の損害賠償責任を負うことは両立し得るのであるから、かかる批判は当たらない。

第2節. 株主総会

株主総会とは、議決権を有するすべての株主によって構成される株式会社の意思決定機関であり、これには、定時株主総会（296条1項）・臨時株主総会（2項）がある。

1. 株主総会における決議事項

（1）概要

非取締役会設置会社の株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織・運営・管理・その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる、万能の機関である（295条1項）。

取締役会設置会社の株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することできる（同条2項）。株主総会の管理・運営は、基本的に取締役会の責任で行われることが予定されているからである。

〔論点1〕取締役会と並んで株主総会でも代表取締役の選定・解職を決議できるとする定款の定め

会社法上、取締役会設置会社の決議事項とされている代表取締役の選定・解職（362条2項3号）を株主総会でも決議できるとする「定款」の定め（295条2項）は有効か。

会社法上、株主総会で決議できるとされる「定款で定めた事項」の内容を制限する明文規定はないから、広く定款自治が認められている。

また、取締役会と並んで株主総会でも代表取締役の選定・解職を決議できるとする定款の定めであれば、取締役会が有する代表取締役の監督機能（362条2項3号）が奪われることにもならない。

そこで、このような定款の定めは有効であると解する。¹⁾

〔論点2〕代表取締役の選定・解職を株主総会の専権事項とする定款の定め

会社法で取締役会設置会社の決議事項とされている代表取締役の選定・解職（362条2項3号）を株主総会の専権事項とする「定款」の定め（295条2項）は有効か。

会社法上、株主総会で決議できるとされる「定款で定めた事項」の内容を制限する明文規定はないから、広く定款自治が認められている。

また、取締役会は、選定・解職権限による代表取締役に対する直接的な監督機能（362条2項3号）を失うことになるものの、取締役会の決議の拘束力や差止請求を通じた間接的な監督機能は残るから、取締役会に監督機能を担わせている会社法の仕組みにも反しない。

そこで、このような定款の定めは有効であると解する。

（2）取締役会設置会社に固有のルール

会社法は、取締役会設置会社について、⑦取締役会で株主総会の議題を決定した上でそれを招集通知に記載しなければならない（298条1項2号）、⑩

A

A

最決 H29.2.21・百 41

A

高橋ほか 117 頁、田中 162 頁

¹⁾ 本決定は、非公開会社における〔論点1〕の定款の有効性について判断したものであるが、その射程は、公開会社における〔論点1〕の定款の有効性と、非公開会社・公開会社双方の〔論点2〕の定款の有効性にも及ぶと理解されている。

株主総会では原則として招集権者（通常は取締役会）が議題として決定した事項についてのみ議決することができる（309条5項本文）という2つの規律により、普段は経営に関与していない株主に対して株主総会への出欠に関する判断資料を提供するとともに、出席する株主に対して議事及び議決の準備の機会を与えて実質的な審議を可能にすることを実現しようとしている。

④の規律は、招集権者（通常は取締役会）により議題として決定されていない事項について議決してはならないことを内容とするものだから、招集権者により議題として決定されているものの招集通知には記載されていない事項について議決したという場合には④の規律への違反は認められない。この場合、⑦の規律への違反が認められるにとどまる。

2. 株主総会の招集

（1）招集権者

ア. 取締役による招集

株主総会の招集は、会社の包括的な業務執行権限を有する代表取締役（348条1項、363条1項1号）が、会社の業務執行の一つとして、取締役の決定（取締役会設置会社では、取締役会の決議）に従って（296条3項）行うのが原則である。この意味で、296条3項の「招集」とは「招集の決定」を意味すると解するべきである。

イ. 株主による招集請求及び招集

株主のうち、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き保有するものは、取締役に対して、議題と招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（297条1項）。

招集請求をした株主は、招集請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、又は招集請求があった日から8週間以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合には、裁判所の許可を経て、自ら株主総会を招集することができる（297条4項）。

（2）招集通知

株主総会を招集するときは、株主に対して招集通知を発しなければならない（299条1項）。この趣旨は、株主に出席の機会及び議事・議決の準備の機会を保障することにある。

ア. 招集通知の時期

- ・原則として、株主総会の日から2週間前までに発する必要がある（299条1項）。
- ・書面投票と電子投票のいずれも実施しない非公開会社では1週間前までに発すればよく（299条1項括弧書）、上記の非公開会社が非取締役会設置会社である場合には定款により1週間よりも短い期間を招集期間として定めることも可能である（同条項括弧書）。

イ. 招集通知の方法

- ・書面投票又は電子投票を実施する場合又は取締役会設置会社である場合には、招集通知は書面で行う必要がある（299条2項）。

B

田中 160 頁

アは、対内的な業務執行・対外的な業務執行のうち、前者に属する（リークエ 174 頁、田中 206 頁）。

非公開会社では継続保有は不要（297条2項）。

最判 S60.12.20・百 27、高橋ほか 119 頁

高橋ほか 119 頁

高橋ほか 119 頁

➡株主の個別の承諾があれば、承諾をした株主に対しては、書面に代えて、電磁的方法により招集通知をすることができる（同条3項）。

- ・その他の会社では、招集通知の方法について法定されていないため、電話や口頭による方法でも構わない。

ウ. 招集通知において通知すべき事項

- ・書面による招集通知が義務付けられる場合には、その書面には298条1項各号に定める事項を記載する必要がある（299条4項）。²⁾
- ・書面投票又は電子投票を実施する場合には、招集通知とともに株主総会参考書類等も送付しなければならない（301条、302条）。

エ. 招集通知の省略

株主全員の同意がある場合には、書面投票又は電子投票を実施するときを除き、招集通知を省略して株主総会を開催することができる（300条）。

〔論点1〕 全員出席総会

株主全員がその開催に同意して出席した全員出席総会の場合であれば、招集手続の瑕疵（招集通知を欠くことに限られない。議案・議題不記載の瑕疵なども含む）が治癒されるといえるか。

1. 招集手続（299条）の趣旨は株主に総会出席の機会及び議事・議決の準備の機会を保障することにある。そこで、①株主全員が瑕疵の存在を認識した上で開催に同意して出席した全員出席総会において、②株主総会の権限事項について決議がなされたときは、招集手続の趣旨に反しないから、招集手続に関する瑕疵が治癒されると解する。³⁾
2. 代理人出席による全員出席総会において決議がされた場合においても、①'株主が議題を了知して委任状を作成しており、かつ、②'当該決議が当該総会の議題の目的の範囲内のものである限り、招集手続の瑕疵が治癒されると解する。株主総会で何が決議されるのかを了知しつつ代理権を授与し、その了知していた範囲内の事項について決議がなされていることから、出席のみならず議事・議決の準備の機会の保障についても問題ないからである。

B

最判 S60.12.20・百 27

①では、株主全員が瑕疵の存在を認識していたことが必要（大阪地判 H30.9.25）。

高橋ほか 116 頁

（3）株主総会参考書類等の提供

ア. 原則

株主総会の招集に際して、取締役から株主に対して株主総会参考書類等（株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類・事業報告、連結決算書類）の全部又は一部を提供すべき場合がある（301条、302条、437条、444条6項）。株主総会参考書類等の提供は、原則として書面による。

R1 一問一答 11 頁、高橋ほか 126 頁

²⁾ 会社法上、招集通知には「議題」を記載する必要がある一方で（299条4項・298条1項2号）、「議案」を記載することは原則として要求されていない（298条1項2号対照）。もっとも、一定の「議題」については、それに関する「議案」の概要を記載することが要求される（施行規則 63条7号）。

³⁾ 全員出席総会の法理は、元来は判例により形成されたものであるが、平成 14 年商法改正により、株主全員の同意により招集手続を省略できること（300条）、さらには、株主全員の書面による同意により株主総会自体の開催を省略すること（319条）が明文で認められることになった（田中 157 頁）。なお、書面投票制度・電子投票制度を定めた場合には、株主総会参考書類のみにより議決権を行使する株主に十分な考慮期間を与える趣旨から、招集手続の省略は認められていない（300条但書）。

イ. 例外

(ア) 個別の承諾に基づくインターネットによる提供

R1 一問一答 11～12 頁

令和 1 年改正前においても、株主の個別の承諾を得ることにより、株主総会参考書類等を株主に対してインターネットを利用する方法により提供することができる（299 条 2 項・3 項、301 条、302 条 1 項・2 項、437 条、444 条 6 項、施行規則 133 条 2 項、計算規則 133 条 2 項、計算規則 134 条 1 項）。

もともと、上場会社では、株主の数が多いため、全ての株主から個別の承諾を得ることが困難であるから、(ア)はほとんど利用されていない。

(イ) ウェブ開示によるみなし提供制度

R1 一問一答 12 頁

令和 1 年改正前においても、株主の個別の承諾を要することなく、定款の定めにより、株主総会参考書類等に記載等すべき事項のうち一部の事項について、株主総会の招集通知を発出する時から当該株主総会の日から 3 カ月が経過するまでの間、継続してインターネット上のウェブサイトに掲載することにより、株主に対して提供したとみなす制度がある（施行規則 94 条 1 項、133 条 3 項、計算規則 133 条 4 項、134 条 4 項）。

もともと、株主総会参考書類等における議案など、ウェブ開示によるみなし提供制度を用いることができない事項もある。

(ウ) 電子提供措置

(i) 概要

- ・ 令和 1 年改正法により、定款で電子提供制度をとる旨を定めることにより、株主総会参考書類等の内容である情報について、自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載等して通知すれば、株主に対して株主総会参考書類等を書面で提供しなくてもよいこととされた（325 条の 2 以下）。
- ・ 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社は、取締役会設置会社である場合、又は書面投票若しくは電子投票を実施する場合には、電子提供措置をとることを義務付けられる（325 条の 3 第 1 項柱書）。⁴⁾

R1 一問一答 12 頁、高橋ほか 127 頁

招集通知を書面で送付するべき場合（299 条 2 項各号）と合致する（高橋ほか 127 頁）。

(ii) 電子提供措置をとるべき事項

- ・ 298 条 1 項各号に掲げる事項（325 条の 3 第 1 項 1 号）
- ・ 議決権行使書面に記載すべき事項（2 号）
- ・ 株主総会参考書類の内容（3 号）
- ・ 株主提案に係る議案の要領（4 号）
- ・ 計算書類及び事業報告の内容（5 号）
- ・ 連結計算書類の内容（6 号）
- ・ 電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項（7 号）

R1 一問一答 18～21 頁

⁴⁾ この場合、電子提供措置をとらずに、株主に対して株主総会参考書類等を書面により提供することは許されない。これに対し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることに加えて、株主に対して株主総会参考書類等を書面により提供することは許される（R1 一問一答 17 頁）。

(iii) 招集通知を発すべき時期

電子提供措置をとる場合、招集通知を発すべき時期は株主総会の 2 週間前までに統一される (325 条の 4 第 1 項)。

高橋ほか 128 頁

(iv) 書面交付請求

- ・インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮する趣旨から、株主は、株式会社に対して、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるとされている (325 条の 5)。
- ・一度された書面交付請求は、その後の全ての株主総会について効力を有する (325 条の 5 第 1 項)。個々の株主総会についてのみ効力を有するにとどまるのであれば、株主は臨時株主総会の招集決定がされたことを知った時には書面交付請求をすることができなくなり、株主に対し不意打ちとなるおそれがあるからである。

R1 一問一答 11 頁、32 頁、38 頁

3. 株主提案権

B

株主総会における議題や議案については、招集権者が決定し、これを株主総会に提案するのが原則である。この原則に従う場合、株主が議題や議案を提案するためには、自ら株主総会の招集請求 (297 条) をして議題や議案を提案することになる。

高橋ほか 130 頁、田中 164～165 頁

もっとも、株主による株主総会の招集請求の要件は厳格である。そこで、会社法は、株主総会の招集権者でない株主にも議案や議案を提案する機会を与えるために、株主提案権 (303 条～305 条) を定めている。⁵⁾

(1) 議題提案権

議題提案権とは、株主が、取締役に対して、自らが議決権を行使することができる一定の事項を株主総会の議題とすることを請求する権利をいう (303 条 1 項)。⁶⁾

(2) 議案提案権

議案提案権とは、株主が、株主総会において、株主総会の議題のうち自らが議決権を行使することができる事項について議案を提出する権利をいう (304 条本文)。

(3) 議案要領通知請求権

議案要領通知請求権とは、株主が、取締役に対して、株主総会の日の 8 週間 (定款で短縮可) 前までに、株主総会の議題について自らが提出しようとする議案の要領を株主に通知すること (招集通知をする場合には、招集通知に記載又は記録すること) を請求する権利をいう (305 条 1 項本文)。⁷⁾

⁵⁾ 議題とは、「株主総会の目的である事項」(298 条 1 項 2 号) という。議案とは、議題に関して、株主総会において具体的に決議に付す (株主の賛否を問う) 事項をいう。例えば、「剰余金の配当の件」が議題であり、「1 株につき 500 円配当する」といったものが議案である (田中 161 頁)。

⁶⁾ 取締役会設置会社の株主総会では、原則として、招集権者が議題とすることを決定し、招集通知に記載された議題についてしか決議することができない (309 条 5 項本文)。したがって、取締役会設置会社の株主は、取締役の意思に反して剰余金の配当を実現したい場合には、議題提案権を行使して「剰余金の配当」を株主総会の議題としておく必要がある (高橋ほか 131 頁)。

⁷⁾ 例えば、定時株主総会において「1 株につき 500 円配当する」という議案について決議することを望む株主は、会社が剰余金の配当を定時株主総会の議題とすることを予測して、「1 株につき 500 円配当する」

(4) 瑕疵ある取締役会決議の効力

〔論点 1〕 瑕疵ある取締役会決議の効力

取締役会の手続・内容に法令違反等の瑕疵がある場合、当該取締役会決議は無効となるか。

会社法は取締役会決議に瑕疵がある場合については特別の制度を設けていない(830条、831条対照)から、私法の一般原則に従い、瑕疵ある取締役会決議は原則として無効となる。

もっとも、決議を基礎として諸々の法律関係が進展・形成されていくことによる法的安定の要請も無視できないから、当該瑕疵が決議に影響を及ぼさないと認めるべき特段の事情があるときは、例外的に決議は有効であると解すべきである。

〔論点 2〕 取締役の一部に対する招集通知を欠いた取締役会の決議の効力

会社法は取締役会決議に瑕疵がある場合については特別の制度を設けていない(830条、831条対照)から、取締役の一部に対する招集通知を欠いたことによる瑕疵がある取締役会決議は、私法の一般原則に従い、原則として無効であると解する。

もっとも、決議を基礎として諸々の法律関係が進展・形成されていくことによる法的安定の要請も無視できないから、当該取締役が取締役会に出席してもなお決議に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、例外的に決議は有効であると解すべきである。¹¹⁾ ¹²⁾

決議不存在もあり得る。

A

最判 H28.1.22・百 A17、田中 229

～231 頁

いつでも、誰からでも、どのような

方法でも無効を主張することがで

きるのが原則である。

A

最判 S44.12.2・百 62、田中 229～

231 頁

7. 代表取締役

代表取締役は、取締役会の業務執行の決定(362条2項1号)に従い会社の業務を執行し(363条1項1号)、対外的には会社を代表し(47条1項)、その権限は「会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為に及ぶ」(349条4項)。これらを、代表権・包括的業務執行権限という。

業務執行とは、会社の業務に関する事務を処理することであり、これには、対外的な業務執行(会社を代理・代表して取引を行うこと)と対内的な業務執行(予算編成、帳簿の作成など)がある。

(1) 重要な業務執行

取締役会は、意思決定機関として「取締役会設置会社の業務執行の決定」を行うものであり(362条2項1号)、362条4項各号「に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。」(362条4項

A

田中 233 頁

リークエ 173～174 頁

¹¹⁾ 取締役には議題の如何を問わず取締役会に出席する義務があるため、特別利害関係取締役に対しても出席の機会を与えるために招集通知(368条1項)を発する必要があると解される。そうすると、特別利害関係取締役に対して招集通知がなかった場合にも、当該取締役会決議には招集通知漏れの瑕疵が認められ、招集通知漏れのあった取締役が特別利害関係取締役であったという点は、瑕疵ある取締役会決議を例外的に有効にする「特段の事情」の存否の問題に位置づけられる(江頭 414 頁、百 63 解説)。そして、特別利害関係取締役が「議決」だけに参加できないと解するのか、それとも「議決」のみならず「審議」にも参加することができないと解するのかにより、「特段の事情」の存否に関する結論が異なり得る。

¹²⁾ 取締役会は議論を通じて意思形成を図る場であるから、単なる人数計算のみで「決議に影響がない」と考えるべきではない。例えば、招集通知漏れのある取締役が明らかに多数派の意見に異議を述べる者ではないといったことが「特段の事情」の中で考慮されるべきである(高橋ほか 188 頁)。

柱書)。

〔論点 1〕「重要な財産の処分」(362 条 4 項 1 号)

362 条 4 項の趣旨は、重要な業務執行について取締役相互の協議による意思決定を経ることで会社の利益を保護しようとするにある。

そして、「重要な財産の処分」に当たるかは、個々の事情により異なる。

そこで、「重要な財産の処分」に当たるかは、①当該財産の価額、②①が会社の総資産に占める割合、③当該財産の保有目的、④処分行為の態様、⑤会社における従来の取扱いなどの事情を総合的に考慮して、取締役相互の協議による意思決定を経ることが要請されるか否かにより判断する。¹³⁾

A

最判 H6.1.20・百 60

〔判例 1〕相互保有株式 12 万 1000 株の売却

事案：X 株式会社の代表取締役 A は、X 社が保有していた B 株式会社の株式（相互保有株式）12 万 1000 株を、代金 7986 万円で Y に売却した。¹⁴⁾

- ①：会社の規模や資産状況が様々であることを考えると、当該財産の価額そのものから当然に重要とされる例は少ない。会社の総資産に占める割合などとの関係において、判定されるべきものである。B 社が閉鎖会社であるため、本件株式はその適正時価を把握することが困難である。このことに、本件株式の帳簿価額が 7800 万円であり、これが X 社の総資産 47 億 8640 万円余の約 1.6%に相当することも考慮すれば、本件株式の適正時価の把握を決まった場合に、その代価にかんによっては X 社の資産及び損益に著しい影響を与え得る。
- ②：資産の売却については、会社の貸借対照表上の総資産額の 100 分の 1 に相当する額程度が目安とされている。もっとも、本判決は、1.6%という数値を決定的なものとはみていない。
- ③：原審は、本件株式は単に配当を受領することを目的として保有していただけであるから、X 社の営業の維持、発展のために必要不可欠な財産ではないとした。これに対して、本判決は、B 社との相互保有関係も考慮して、本件株式の譲渡は、X 社と B 社との関係に影響を与えるから、本件株式は X 社にとって相当な重要性を有するとした。
- ④：本件では特に明確な形では問題になっておらず、「代価いかんによっては…」という部分が関係する程度である。代価が得られない場合であれば、重要性の基準が厳しくなることは当然である。原審は、譲渡の対価を取得できることを、「重要」性を否定する要素の一つとして認定している。
- ⑤：如何なる事項について取締役会の承認が必要であるかどうかは、直接的には法的判断により決せられる事柄であるから、⑤について

B

最判 H6.1.20・百 60

¹³⁾ ①②により数量的に客観的な上限が画され、それを下回る場合にのみ③～⑤の要素が考慮されるとする見解のほか、①②にそのような重点を置かず、文字通り全部を総合して判断するとの見解もある。

¹⁴⁾ 自社が保有している他社の株式を譲渡することは、重要な子会社の株式の譲渡に当たる場合には、事業譲渡と同様の規制に服する（467 条 1 項 2 号の 2、総まくり 194 頁・1）。

は、副次的な判断材料にすぎないと解すべきである。ただ、取締役会に付議する基準を定める内規等（⑤の具体例）は、会社の実情に最も詳しい取締役が善管注意義務・忠実義務に従った上で合議によって定めたものであるから、一応の尊重に値するというべきである。本判決は、「X社においてはその保有株式の譲渡については少額のもので取締役会がその可否を決してきた」としている。

〔論点 2〕「重要な財産の…譲受け」（362 条 4 項 1 号）

A

362 条 4 項の趣旨は、重要な業務執行について取締役相互の協議による意思決定を経ることで会社の利益を保護しようとするにある。

そして、「重要な財産の…譲受け」に当たるかは個々の事情により異なる。

そこで、「重要な財産の…譲受け」に当たるかは、①当該財産の取得価額、②①が会社の総資産に占める割合、③当該財産の取得目的、④処分行為の態様、⑤会社における従来の取扱いなどの事情を総合的に考慮して、取締役相互の協議による意思決定を経ることが要請されるか否かにより判断する。

〔論点 3〕「多額の借財」（362 条 4 項 2 号）

A

「借財」には、借入れのみならず、これと同じような効果を会社にもたらす契約類型（例えば、手形の振出し、債務の保証、保証の予約など）も含まれる。

高橋ほか 183 頁

362 条 4 項の趣旨は、重要な業務執行について取締役相互の協議による意思決定を経ることで会社の利益を保護しようとするにある。

そして、「多額の借財」に当たるかは、個々の事情により異なる。

そこで、「多額の借財」に当たるか否かは、①当該借財の額、②①が会社の総資産・経常利益等に占める割合、③借財の目的、④会社における従来の取扱いなどの事情を総合的に考慮して、取締役相互の協議による意思決定を経ることが要請されるか否かにより判断する。

江頭 410 頁、東京地判 H9.3.17

この判断では、一件ごとの金額のみではなく、累積残高も考慮される。

〔論点 4〕取締役会の承認を受けない代表取締役の個々の取引行為の効力

A

取締役会の承認を受けない代表取締役の個々の取引行為は、内部的意思決定を欠くにとどまる（349 条 4 項参照）から、原則として有効であって、相手方が悪意又は有過失であるときに民法 93 条 1 項但書の類推適用により無効になると解する。

最判 S40.9.22・百 61

（当てはめ）

1. 「悪意」「過失」の意味

ここでいう「悪意」の対象は、当該行為が 362 条 4 項各号に該当することと、取締役会の決議がないことの 2 点である。

ここでいう「過失」は、上記 2 点について知らなかったことについての過失である。

過失の有無は、不審事由（例えば、取締役会の決議がないことを疑わせる事情）⇒決議の有無について正しい認識を得るための調査確認義務の設定（調査確認の内容も含む）⇒義務として要求される調査確認と実際の調

代表権濫用（総まくり 83 頁（2））

における過失の有無も、同様の流れで検討される。

査確認の比較⇒調査・確認義務違反の成否という流れで検討する。

2. 取締役会の決議がないことを知らなかったことについての過失

(1) 取締役会議事録の作成・保存は会社法上の義務である(369条3項、371条1項)から、取締役会の決議があったのであれば取締役会議事録が存在するはずである。そうすると、相手方が会社側から取締役会議事録を用意することができない(又は取締役会議事録はない)という説明を受けている事案では、取締役会の承認がないことが疑われる。そのため、相手方には、会社の役員に直接確認するなどして、取締役会の承認の有無を確認する義務が課される。

平成 20 年司法試験設問 1

(2) また、上記のような説明がない場合には、前述した取締役会議事録の性質から、相手方には、取引に先立ち、取締役会議事録の交付を受けてこれを確認する義務が課される。

平成 26 年司法試験設問 2

〔論点 5〕無効主張権者

取締役会の承認を受けない代表取締役の個々の取引行為の無効について、会社以外の者も主張できるか。

A

最判 H21.4.17・H21 重判 2

確かに、無効は本来誰からでも主張し得るものである。

しかし、362条4項の趣旨は、代表取締役への権限の集中を抑制し、取締役相互の協議による結論に沿った業務執行を確保することで、会社の利益を保護することにある。

とすれば、会社にとって有利な業務執行である場合には無効とするべきではなく、無効を主張するかどうかは会社の判断に委ねられるべきである。

そこで、原則として会社のみが無効を主張することができ、会社以外の者は、会社の無効主張の意思が客観的に明らかであるといえる特段の事情のない限り、無効を主張することはできないと解する。

なお、会社債権者の保護は詐害行為取消権(民法424条)や役員等の対第三者責任(429条1項)で図り得るため、不当でないと考える。

〔論点 6〕株主全員の同意がある場合における取締役会の承認の要否

A

株主全員の同意がある場合であっても、364条4項所定の行為について取締役会の承認を要するか。

会社ひいては株主を保護するという362条4項の趣旨からすれば、株主全員の同意がある場合には取締役会の承認を要しないと解すべきである。

なお、会社債権者の保護は詐害行為取消権(民法424条)や役員等の対第三者責任(429条1項)で図り得るため、不当でないと考える。

(2) 代表権の濫用

代表権の濫用とは、代表取締役が自己又は第三者の利益を図る目的で代表権の範囲内で会社を代表して対外的に取引行為を行うことをいう。

改正前民法下では、代理権濫用の効果について、解釈に委ねられており、無権代理説・信義則説・民法93条但書(現：民法93条1項但書)類推適用説があった。

判例は、代理権濫用行為も原則有効であり、相手方が代理人の濫用の意図について悪意又は過失がある場合には民法93条但書(現：民法93条1項但

書)の類推適用により無効であるとする、民法 93 条但書(現:民法 93 条 1 項但書)類推適用説に立っていた。

そして、判例は、代表取締役による代表権濫用の効果についても、民法 93 条但書(現:民法 93 条 1 項但書)類推適用説を採用していた。

しかし、改正民法下では、代理権濫用の効果について「相手方がその目的を知り、又は知ることができたとき」は無権代理とみなされると規定されている(改正民法 107 条)ため、代表権濫用の効果についても、改正民法 107 条が適用ないし類推適用される。

最判 S38.9.5

田中 236 頁

(3) 代表取締役の権限に対する内部的制限

田中 235 頁

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(349 条 4 項)。ただし、この権限に対する内部的制限は、善意の第三者に対抗することができない(同条 5 項)。

例えば、取締役会規則は、会社内部の決定により代表取締役の権限を制限する内部的制限に当たるから、会社内部では有効であるが、善意(かつ無重過失)の第三者には対抗できない。

「善意」を善意・無重過失と解する
見解もある。

なお、内部的制限違反は代表取締役の任務懈怠となる。

名古屋高判 H27.6.30

(4) 代表取締役の不法行為

株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(350 条)。

田中 237~238 頁

条文上は明確ではないが、代表取締役の行為が不法行為(民法 709 条)の成立要件を満たしていることが前提である。

ここでいう「その他の代表者」とは、代表取締役職務代行者(352 条)や指名委員会等設置会社の代表執行役(420 条 3 項・349 条 4 項)を指す。

そして、同条の趣旨は、報償責任の原理(=代表取締役の活動により利益を得る会社は、その活動によって第三者に与えた損害も負担するべきである)に基づくものである。

代表取締役も個人として不法行為責任(民法 709 条)を負い、会社の責任とは連帯債務に立ち、これらの責任に関する求償関係については民法 442 条が適用される。

最判 S49.2.28

8. 競業取引

A

競業取引規制・利益相反取引規制・報酬等規制は、取締役と会社の利害対立の場面における規制である。

(1) 概要

「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」は、非取締役会設置会社では株主総会・取締役設置会社では取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示した上で、その承認を受けなければならない(365 条 1 項、356 条 1 項 1 号)。

その趣旨は、取締役は代表取締役であると否とを問わず会社の業務執行に関する強大な権限を有し営業の機密にも通じていることから、競業を自由に

員会設置会社)が取締役等(取締役(監査等委員・監査委員を除く)、執行役及び清算人並びにこれらの者であったもの)の責任を追及する訴えを提起して和解をする場合と、④株主が取締役等の責任を追及する訴えを提起して、監査役設置会社等が共同訴訟人又は補助参加人として当該訴訟に参加して和解する場合には、監査役等(監査役設置会社:監査役、監査等委員会設置会社:監査等委員、指名委員会等設置会社:監査委員)全員の同意が必要である(849条の2)。⁴⁾ ⁵⁾

2. 多重代表訴訟等

B

(1) 多重代表訴訟

平成9年独禁法改正により純粋持株会社が解禁されたことに伴い、純粋持株会社の形態をとる会社が増加した。そして、純粋持株会社では、専ら子会社を通じて事業が行われているにもかかわらず、子会社の役員等に責任がある場合において親会社株主が株主代表訴訟を提起できないのでは、親会社株主の保護が十分ではない。他方で、親会社株主による子会社の役員等の責任についての株主代表訴訟については濫訴の懸念もある。

そこで、平成26年改正では、①最終完全親会社等の株主に限り、②少数株主権として、③重要な子会社における責任(=特定責任)に限定して多重代表訴訟が認められるに至った。

ア. 提訴適格

(ア) 総論

6ヵ月前(定款で短縮可)から引き続き株式会社の最終完全親会社等(=完全親子会社等関係の頂点に立つ会社)の総株主の議決権の100分の1以上(定款で引下げ可)の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式(自己株式を除く)の100分の1以上(定款で引下げ可)の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及等の訴え(=特定責任追及の訴え)の提起を請求することができる(847条の3第1項本文)。

「総株主」には、「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」は含まない(括弧書)。

なお、最終完全親会社等が非公開会社である場合、6ヵ月前からの継続保有要件は不要である(6項)。

(イ) 完全親会社等

①完全親会社(2項1号)

⁴⁾ ⑦の場合に、和解について監査役設置会社等を代表するのは、当該訴訟において当該監査役設置会社等を代表する監査役等であると解されている(386条1項1号、399条の7第1項2号、408条1項2号、491条)(R1一問一答228頁)。

④の場合に、和解について監査役設置会社等を代表するものについては、監査役等は一度当該訴えを提起しないことが相当であると判断しているため(847条3項)、取締役等と当該監査役設置会社等との利益相反の程度は原告として和解する場合ほどには類型的に強くないとの理由から、通常の業務執行と同様、代表取締役等であると解するのが有力である(R1一問一答228頁)。

⁵⁾ 849条の2は、取締役等の責任を追及する訴えにおける和解に関する規定であり、監査役等の責任を追及する訴えには適用されない(R1一問一答231頁)。また、多重代表訴訟(847条の3)にも適用されない(R一問一答232~233頁)。

②株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等（＝株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人）又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社（完全親会社を除く）（2号）

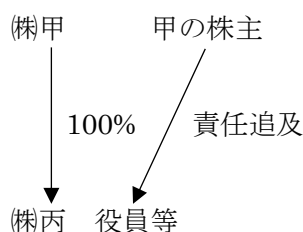
➡2号の他の株式会社及びその完全子会社等又は同号の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなされる（3項）

〔図〕 最終完全親会社等

最終完全親会社等とは、完全親子会社関係で結ばれた企業グループの頂点に立つ株式会社のことである。自社だけで子会社の株式を100%保有する場合（847条の3第2項1号）のみならず、自社が完全に支配している他社を通じて子会社の株式を100%保有する場合（2号）も含まれる。

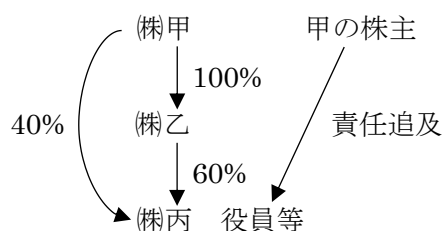
〔例1〕

甲社が自ら丙社の全株式を有することにより丙社の「完全親会社」に当たる場合（1号）



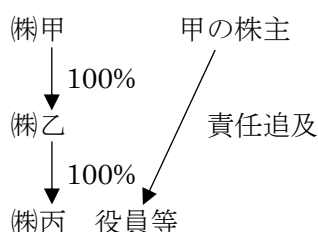
〔例2〕

甲社及び「その完全子会社等」（甲社がその株式又は持分の全部を有する法人）である乙社が丙社の全株式を有する場合（2号）



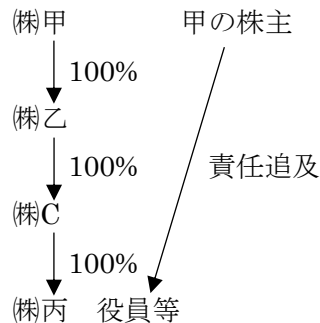
〔例3〕

甲社の「完全子会社等」である乙社が丙社の全株式を有する場合（2号）



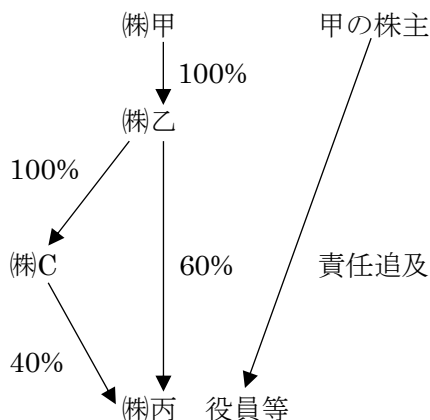
[例 4]

甲社の「完全子会社等」である乙社がその「株式…の全部を有する」C社が甲社の「完全子会社等」とみなされる（3項）ことにより、甲社の「完全子会社等」である乙社が丙社の全株式を有するとされる場合（2号）



[例 5]

甲社の「完全子会社等」である乙社がその「株式…の全部を有する」C社が甲社の「完全子会社等」とみなされる（3項）ことにより、甲社及び「その完全子会社等」である乙社が丙社の全株式を有するとされる場合（2号）



イ. 特定責任

当該株式会社の発起人等（＝発起人・設立時取締役・設立時監査役・清算人・役員等）の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等（3項により当該完全子会社等とみなされるものを含む）における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として施行規則 218 条の 6 で定める方法により算定される額の 5 分の 1 を超える（定款で引下げ可）場合における当該発起人等の責任をいう（4項）。

最終完全親会社等が、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等であった株式会社をその完全子会社等としたものである場合には、4項の適用については、当該最終完全親会社等であった株式会社を同項の最終完全親会社等とみなす（5項）。

上記図でいうと、特定責任は、甲社にとって丙社が相当に大規模な子会社である場合に肯定される（高橋ほか 548 頁）。

ウ. 制限

以下の場合、多重代表訴訟は認められない（847条の3第1項但書）。

①特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合（1号）

②当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合（2号）

（2）旧株主による責任追及等の訴え

平成26年改正により、株式交換・株式移転により完全子会社の株主の地位を失ったが完全親会社の株式を取得・引続き保有している者、吸収合併により吸収合併消滅会社の株式を喪失したが存続会社の完全親会社の株式を取得・引続き保有している者にも、提訴権限が認められた（847条の2第1項本文1号・2号）。

また、1項本文1号・2号の旧株主は、株式交換等が繰り返されたことにより、当該完全親会社の株主の地位を失った場合であっても、2回目以降の株式交換等により当該完全親会社の完全親会社の株式を取得・引続き保有するときは、提訴権限を失わない（847条の2第3項～5項）。

例えば、株式交換前に株主が株式交換完全子会社のために株主代表訴訟を提起していた場合には、訴訟係属中の株式交換により株式交換完全子会社の株主でなくなったとしても、851条により株主が代表訴訟を提起できる。

他方で、平成26年改正前は、株主が株主代表訴訟の提起前に株式交換により株式交換完全子会社の株主の地位を失った旧株主は、株主代表訴訟を提起することができなかった。

このように、平成26年改正前は、株主代表訴訟の提起と株式交換の先後関係により、株式交換により株式交換完全子会社の株主たる地位を失った元株主による株主代表訴訟の可否に違いが生じるという不合理な制度状況であった。

そこで、平成26年改正により、上記の不合理な制度状況を改善するために、旧株主による責任追及等の訴えが新設されるに至った。

なお、旧株主による責任追及等の訴えでは、多重代表訴訟とは異なり、責任追及の対象が「特定責任」（847条の3第4項）に限定されていない。

（3）多重代表訴訟等の対象となる責任についての特則

免責に総株主の同意が必要とされる責任（424条・462条3項但書など）が多重代表訴訟の対象となるもの（＝特定責任）である場合には、当該特定責任の免除には、総株主の同意に加えて最終完全親会社等の総株主の同意も必要である（847条の3第10項）。旧株主による責任追及等の訴えの場合も同様である（847条の2第9項）。これは、多重代表訴訟等の実効性確保を趣旨とする。

同様の趣旨から、任務懈怠責任（423条1項）を一部免除する場合（425条・426条）においても、当該責任が特定責任であるときは、一部免除のために最終完全親会社等の株主の関与が必要となる（425条1項・4項・5項、

手形法・小切手法

第1章 手形法

手形とは、財産的価値を有する私権を表章する証券であって、権利の発生・移転・行使のいずれについても証券が必要とされる完全有価証券である。

[手形法の理論体系]

A

D は、A から支払い拒絶された場合などには、C に対して遡求できる
(43 条・総まくり 220 頁・9)

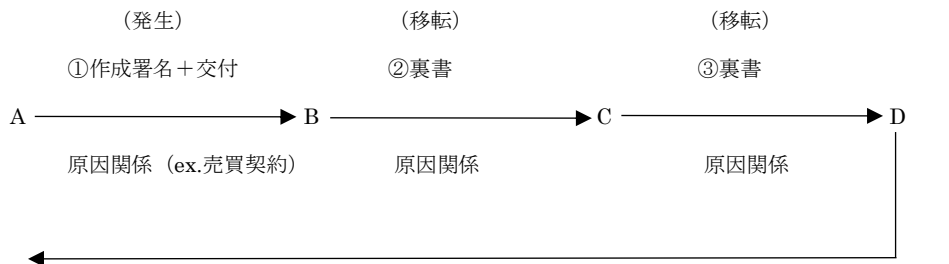
[E1~4] は抗弁の一例である。

総まくり 208 頁・1 (6)

総まくり 212 頁・5(1)イ(イ)・(2)イ
(ア)

総まくり 214 頁・6(2)

大判 T4.6.22、大判 S10.1.22



④手形金支払請求 [kg] ⑦裏書の連続のある手形の所持
⇒手形上の権利者と推定される (16 I)
から、①～③の主張立証は不要
④支払提示
⇒手形の呈示証券性 (38 I)

[E1] 原因関係の消滅等

AB 間売買の取消・無効・解除は、人的抗弁であるから、原則として B 以外の者である D に対抗できない (17 本文)。

[E2] 手形の受戻しとの同時履行

手形の受戻証券性から、手形の受戻しと引換えに支払う旨の同時履行の抗弁権を主張できる。

[E3] 物的抗弁

手形の偽造・変造、無権代理、交付欠缺（交付がない）などの物的抗弁は、D に対抗できる。

もっとも、手形の偽造・変造と無権代理に対しては表見代理の再抗弁（民 109、110、112）が、交付欠缺の抗弁に対しては権利外観法理の再抗弁が主張される可能性がある。

[E4] 裏書の瑕疵

裏書の連続のある手形の所持人が手形上の権利者と推定される (16 I) ため、A は、D からの請求に対して権利移転過程の瑕疵を問題とするのであれば、自ら、D が無権利者であること（A から D に至る間に無権利者が介在していた事実 + D の善意取得 (16 II) の不成立）を主張立証する必要がある。

[振出人欄] [受取人欄] [裏書人欄] [被裏書人欄] [裏書人欄] [被裏書人欄]

A	B	B	C	C	D
---	---	---	---	---	---

裏書の連続の有無（B→C 裏書、C→D 裏書の有無）は、①手形の記載から形式的・外形的に判断し、手形の記載以外の事実関係は考慮しない。もっとも、②裏書人欄と直前の受取人欄・裏書人欄の記載の完全の一致までは不要であり、社会通念上同一人と認められることで足りる。

A

1. 手形の性質

(1) 無因証券性

手形上の法律関係は、手形振出の原因関係（手形振出の原因となった法律関係）から切り離されたものであるから、原因関係の有無・消長による影響を受けない。

ex. 売買代金支払のために振り出された約束手形は、原因関係に基づく売買代金債権とは別の手形金支払請求権を表章する。そのため、原因関係である売買契約の無効・取消・解除があっても、手形上の権利が消滅しない。

また、手形の所持人は、原因関係を立証することなく、訴訟上権利を実現することができる（もっとも、人的抗弁による例外あり）。

(2) 設権証券性

手形上の権利は、手形が作成されて初めて発生する。¹⁾

(3) 文言証券性

手形上の法律関係の内容は、手形の記載文言によって決定される。

(4) 要式証券性

手形は、その有効性として、手形法所定の一定事項の記載を備える必要がある。

手形の記載事項は、①必要的記載事項（75条1号～7号）、②任意的記載事項（ex.裏書禁止文句／11条2項）、③無益的記載事項、④有害的記載事項に分類される。

①を欠く手形は、一定の救済規定（76条2項、3項、4項）が適用されない限り、無効であり（76条1項）、その無効は誰に対しても主張できる（物的抗弁）。

④は、手形の本質に反する記載である。これには、免責文句（手形債務を負わない、手形金を支払わない）、反対給付を原因関係に係らせる文句（手形の単純性（75条2号後段）・無因性に反する）などがある。

(5) 呈示証券性

手形の呈示がない限り、債務者は弁済をしなくてよい（また、履行期が到来しても、遅滞の責任を負わない。）。

(6) 受戻証券性

債務者は手形と引換えでなければその手形上の義務を履行しなくてよい。

すなわち、手形の支払いをする者は、支払をなすにあたり、所持人に対し手形に受取りを証する記載をなして手形を交付すべきことを請求することができる（支払と受戻とが同時履行の関係にある）。

受戻しなき支払いによっても手形債務は消滅する。もっとも、受戻しなき手形が裏書により譲渡された場合には、手形上の権利が存在するかどうかのような外観に対する信頼を保護するために、善意・無重過失の第三取得者は権利外観法理により保護される。

大判 T15.10.13

¹⁾ ①では、手形要件の記載及び署名があれば足りる。②では、手形の作成・署名に加え、手形保管上の帰責性も必要である。前者だけで帰責性を認めるのは、本人に酷だからである（ex.作成・署名後の強盗被害）。

商法総則・商行為法

1. 商法総則・商行為法の適用範囲

(1) 商行為

商行為は、①基本的商行為と②附属的商行為（503条）に分類され、①は、絶対的商行為（501条）と営業的商行為（502条）に分類される。そして、営業的商行為と附属的商行為とは、相対的商行為と呼ばれる。

ア. 絶対的商行為

行為の客観的性質から強度の営利性があるものとして、それが営業としてなされるか否かに関わりなく、商行為となる行為をいう。

これについては、501条各号に列举されている。

イ. 営業的商行為

「営業としてする」場合に商行為とされる行為である。「営業としてする」とは、営利の目的をもって、反復継続して行うことを意味する。

これについては、502条各号で列举されている（限定列举）。

最判 S50.6.27・百 35

ウ. 附属的商行為

商人がその営業のためにする行為をいう（例えば、営業資金にあてるための借入れ）。

そして、「商人」（4条1項）の行為は、「その営業のためにする」ものと推定される（503条2項）から、その結果、附属的商行為の推定を受けることになる。

なお、疑似商人（4条2項）の行為にも503条が適用される。

(2) 商人

ア. 意義

商人は、①固有の商人（4条1項）、②疑似商人（4条2項）とがある。

①は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」をいう。「自己の名をもって」とは、法律上、自己がその行為から生ずる権利義務の帰属主体となることをいう。また、「商行為」とは、会社以外にとっては、基本的商行為（絶対的商行為・営業的商行為）を意味する。さらに、「業とする」とは、営利の目的をもって同種の行為を反復的・継続的に行うことをいう。

イ. 商人資格の取得時期

(ア) 自然人

自然人について、営業の開始時に商人資格を取得できることに争いはない。問題は、基本的商行為を行う以前の開業準備の段階で商人資格を取得できるかである。

〔論点1〕商人資格の取得時期

まず、基本的商行為開始までは商人資格を取得できないとなると、実生活上の不都合が生じる。そして、附属的商行為は商人資格の存在を前提としており、基本的商行為は附属的商行為の論理的前提であるが、これは基本的商行為が附属的商行為に時間的に先行することまで意味するものではないと考えることもできる。なぜならば、行為者の活動を全体として観察すれば、開業準備行為と基本的商行為との間に計画的な関連

A

性があり、開業準備行為も当該行為者の企業活動の一環として行われており、かつ、行為者及び相手方の合理的期待として商法が適用されるべき場合が開業準備段階でも存在するからである。そこで、開業準備段階でも商人資格を取得し得ると解する。

次に、開業準備段階のいつの時点で商人資格を取得できるかについてであるが、取引の相手方と行為者の利益との調和を図る観点からは、営業の意思を相手方が認識し、又はそれが客観的に認識可能となった時点で商人資格の取得が認められると解すべきである。

最判 S33.6.19・百 3

(イ) 法人

会社は、「その事業としてする行為及びその事業のためにする行為」が「商行為」とされ（会社法 5 条）、その結果、「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」（商法 4 条 1 項）として「商人」に該当する。この意味で、会社は生まれながらの商人であるともいわれる（設立時に商人資格を取得する。）。

会社以外の法人は、自然人と同様に商人資格の取得時期を考えるべきである。

2. 商業登記

B

(1) 意義

商法、会社法その他の法律の規定により商業登記簿になす登記をいう。

商業登記により取引上重要な事項を公示することで、一般公衆（とりわけ取引の相手方）の調査の手間を相当程度軽減し、商取引の迅速性・安全性が確保される。

(2) 効力

まず、①登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない（9 条 1 項前段）。¹⁾

商業登記の消極的公示力

次に、登記事項について登記が存在する場合には、第三者の悪意が擬制され、その結果、第三者が「正当な事由」を証明しない限り、これを知らなかった「第三者」に対しても登記事項を対抗することができる（9 条 1 項後段）。ここでいう「正当な事由」とは、登記されている事項を知ろうとしても知り得ない客観的障害を意味する。

商業登記の積極的公示力

さらに、③故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることを善意の第三者に対抗することができない（9 条 2 項）。これは、外観理論又は禁反言法理に基づき、不実登記に一種の公信力を認めたものである。「善意」については、外観理論から、登記を実際に見て信頼したこ

¹⁾ 本条は取引的不法行為にも適用される。

- ・「対抗することができない」とは、登記義務者から「第三者」に対して登記すべき事項を主張できないという意味である。したがって、「第三者」の側から登記すべき事項について主張することは認められる。
- ・「第三者」とは、登記事項について正当な利害関係を有する者をいう。
- ・「善意」とは、登記事項の存在を知らなかったことを意味し、過失（重過失を含む）の有無を問わない。その判断時期は、「第三者」が登記事項について法律上の利害関係を有するに至った取引の時である。

判例（会社法）

- ・大判 M41.1.29 p7
- ・大判 T9.2.20 p90
- ・大判 T15.4.30 p173
- ・大判 S2.7.4（百 6） p12
- ・大判 S6.2.3 p75
- ・大判 S7.4.30（百 75） p171
- ・大判 S19.8.25 p187
- ・最判 S27.2.15（百 1） p1
- ・最判 S28.3.29 p6
- ・最判 S30.10.20 p34
- ・最判 S30.12.19 p6
- ・最判 S31.10.5 p101
- ・最判 S33.10.3 p70
- ・最判 S35.9.15（百 A6） p37
- ・最判 S35.10.14 p75
- ・最判 S36.11.24 p62
- ・最判 S37.4.20 p36
- ・最判 S37.5.1 p5
- ・最判 S38.9.5 p83
- ・最判 S38.12.6 p90
- ・最判 S38.12.6（百 7） p8、147
- ・最判 S38.12.24 p13
- ・最判 S39.1.28 p90
- ・最判 S39.5.2 p74
- ・最判 S39.8.28 p91
- ・最判 S39.12.11（百 59） p101
- ・最判 S40.3.18 p68
- ・最大判 S40.9.22（百 82） p193
- ・最判 S40.9.22（百 61） p82
- ・最判 S40.11.16（百 23） p32
- ・最判 S41.1.27 p4
- ・最判 S41.7.28（百 13） p35
- ・最判 S41.11.10 p77
- ・最判 S42.7.10 p69
- ・最判 S42.9.28（百 33） p65
- ・最判 S42.11.17（百 8） p17
- ・最判 S43.6.13 p4
- ・最判 S43.11.1（百 29） p57
- ・最大判 S43.12.25（百 56） p95
- ・最判 S44.2.27（百 3） p2

- ・最判 S44.3.28 (百 63) p79
- ・最大判 S44.11.26 (百 66) p118、120
- ・最判 S44.11.27 p75
- ・最判 S44.12.2 (百 62) p80
- ・最判 S45.1.22 p29
- ・最判 S45.3.27 p5
- ・最判 S45.4.2 (百 36) p63
- ・最判 S45.4.23 p93
- ・最大判 S45.6.24 (百 2) p1、p72、106
- ・最判 S45.8.20 p69、96、97
- ・最判 S45.11.6 (百 44) p74
- ・最判 S45.11.24 p19
- ・最判 S47.6.15 p119
- ・最判 S46.7.16 (百 22) p152、154、155
- ・最大判 S46.10.13 (百 55) p90、95
- ・最大判 S47.11.8 (百 A4) p33
- ・最判 S48.5.22 (百 67) p110
- ・最判 S48.6.15 (百 16) p24、p25、26
- ・東京高判 S48.7.27 (百 95) p143
- ・最判 S49.2.28 p84
- ・最判 S49.9.26 (百 54) p96
- ・最判 S50.6.27 (百 45) p75
- ・大阪高判 S51.2.18 p32
- ・最判 S51.12.24 p57、58
- ・最判 S51.12.24 (百 34) p62、64
- ・最判 S52.12.23 p5
- ・最判 S53.9.14 p3
- ・最判 S54.5.1 p5、6
- ・最判 S54.11.16 (百 40) p71
- ・大阪高判 S55.10.29 p102
- ・大阪高判 S56.1.30 p73
- ・東京地判 S56.3.26 (百 53) p85、86、87
- ・最判 S57.1.21 (百 42) p73
- ・東京地判 S57.2.24 p90
- ・東京高判 S57.10.14 p63
- ・東京地判 S57.12.23 p73
- ・最判 S58.1.25 p4
- ・最判 S58.2.22 p102
- ・最判 S58.6.7 (百 37) p63
- ・名古屋高判 S58.7.1 (百 74) p123
- ・最判 S59.3.29 p76

- ・大阪地判 S59.8.17 p118
- ・最判 S60.3.7 (百 A5) p36
- ・最判 S60.3.26 p101、102
- ・東京高判 S60.10.30 p63
- ・最判 S60.12.20 (百 27) p50、51
- ・最判 S61.2.18 (百 70) p131
- ・最判 S61.2.19 p61
- ・東京地判 S61.5.29 p42
- ・東京高判 S61.6.26 p130
- ・最判 S61.9.11 (百 5) p11、p194
- ・大阪高判 S61.10.24 p130
- ・最判 S62.4.16 (百 68) p119
- ・最判 S62.4.21 p130
- ・東京高判 S63.5.31 p118
- ・最判 H 元.9.19 p131
- ・東京高判 H2.1.31 (百 89) p164
- ・最判 H2.4.17 (百 39) p70
- ・東京地判 H2.4.20 p102
- ・大阪高判 H2.7.18 p85
- ・最判 H2.11.8 p199
- ・最判 H2.12.4 (百 9) p30
- ・最判 H4.10.29 p63
- ・最判 H4.12.18 (百 A23) p102
- ・最判 H5.3.30 p25
- ・最判 H5.9.9 (百 19) p41、42
- ・最判 H5.12.16 (百 99) p153
- ・最判 H6.1.20 (百 60) p81
- ・最判 H6.7.14 (百 100) p152、154、156、157
- ・東京高判 H6.12.22 p133
- ・東京高決 H7.2.20 (百 65) p134
- ・名古屋高決 H7.3.8 p134
- ・最判 H7.4.25 (百 18) p27
- ・最判 H7.11.30 p4
- ・最判 H8.11.12 (百 A11) p20、56
- ・最判 H9.1.28 (百 10) p30
- ・最判 H9.1.28 p147
- ・最判 H9.1.28 (百 24) p152
- ・最判 H9.2.28 p158
- ・東京地判 H9.3.17 p82
- ・最判 H9.3.27 p26
- ・仙台高決 H9.7.25 p89

- ・最判 H10.11.26 (百 A8) p56
- ・最判 H11.3.25 p71
- ・浦和地判 H11.8.6 p75
- ・最判 H12.7.7 (百 47) p106
- ・名古屋高判 H12.1.19 p78
- ・東京地判 H13.1.25 p112
- ・最判 H15.2.21 (百 A21) p100、104
- ・最判 H15.3.27 p158
- ・最判 H16.2.20 p195
- ・最判 H16.7.1 (百 73) p199、200
- ・東京地決 H16.7.30 p149
- ・東京高決 H16.8.4 (百 96) p149
- ・最判 H17.2.15 p104
- ・東京高決 H17.3.23 (百 97) p149、162
- ・最判 H17.7.15 p3
- ・東京高判 H18.3.29 (H18 重判 5) p200
- ・最判 H18.4.10 (百 12) p23
- ・大阪高判 H18.6.9 (H18 重判 2) p109
- ・最決 H18.9.28 (百 57) p141
- ・最判 H19.3.8 (百 14) p36、37、40
- ・最決 H19.8.7 (百 98) p160
- ・東京地判 H19.9.20 (H19 重判 3) p201
- ・名古屋地判 H19.11.21 p187
- ・東京地判 H19.11.28 (百 69) p122
- ・東京地判 H19.12.6 (百 31) p22、23
- ・最判 H20.1.28 (H20 重判 5) p117
- ・最判 H20.2.22 (H20 重判 9) p3
- ・最判 H20.2.26 (百 43) p74
- ・名古屋地一宮支判 H20.3.26 (百 A39) p35
- ・名古屋高判 H20.4.17 p85
- ・大阪地判 H20.4.18 p204
- ・最判 H20.6.10 (百 A40) p192、195、196
- ・東京高決 H20.6.12 (H20 重判 7) p201
- ・最決 H21.1.15 (百 74) p201
- ・最判 H21.2.17 (H21 重判 1) p27
- ・最判 H21.3.10 (百 64) p132
- ・最判 H21.3.31 (百 A24) p133
- ・最判 H21.4.17 (H21 重判 2) p82
- ・最判 H21.7.9 (百 50) p113
- ・最決 H21.11.9 p108
- ・最判 H21.12.18 (百 A22) p104

- ・最判 H22.3.16 (H22 重判 3) p103
- ・最判 H22.7.15 (百 48) p107
- ・福岡地判 H23.2.17 (H23 重判 5) p192
- ・最決 H23.4.19 (百 84) p167、170、171
- ・最決 H24.2.29 (百 85) p167
- ・東京地判 H24.3.15 (H24 重判 8) p145
- ・福岡高判 H24.4.13 (百 51) p112
- ・最判 H24.4.24 (百 26) p155、159
- ・最判 H24.10.12 (百 91) p190
- ・仙台高判 H24.12.27 p133
- ・東京高判 H25.4.17 (百 52) p109、164
- ・最判 H26.1.30 (H26 重判 5) p117
- ・神戸地・尼崎支判 H27.2.6 p187
- ・最判 H27.2.19 (百 11) p29、31
- ・最判 H27.2.19 (百 21) p144
- ・最決 H27.3.26 (百 88) p170
- ・名古屋高判 H27.6.30 p83
- ・最判 H28.1.22 (百 A17) p80
- ・最判 H28.3.4 (百 35) p64
- ・最決 H28.7.1 (百 86) p168
- ・東京高判 H29.1.31 (H29 重判 2) p23
- ・最決 H29.2.21 (百 41) p49
- ・大阪地判 H30.9.25 p51
- ・最判 R2.9.3 (百 A14) p63

判例（手形法・小切手法）

- ・大判 M40.3.27 p212
- ・大判 T5.5.24 p209
- ・大判 T7.10.29 p209
- ・大判 T10.10.1 p222
- ・大判 T15.10.13 p208
- ・大判 S8.5.16 p213
- ・最判 S23.10.14 (百 86) p209
- ・最判 S33.3.20 (百 46) p212
- ・最判 S33.6.3 (百 87) p210
- ・最判 S33.6.17 (百 11) p213
- ・最判 34.6.9 (百 84) p221
- ・最判 S36.11.24 (百 44) p222
- ・最判 S36.12.12 (百 10) p212
- ・最判 S37.5.1 (百 28) p218
- ・最判 S41.9.13 (百 2) p213

- ・最大判 S41.11.2 (百 43) p222
- ・最判 S43.12.12 p216
- ・最判 S43.12.24 (百 13) p214
- ・最大判 S43.12.25 (百 36) p218
- ・最判 S45.3.31 (百 63) p221
- ・最判 S45.7.16 (百 35) p218
- ・最判 S49.6.28 (百 17) p213、214
- ・最判 S54.9.6 (百 6) p211

判例 (商法総則・商行為法)

- ・大判 S6.11.13 p234
- ・大判 S12.3.10 p229
- ・最判 S33.6.19 (百 3) p226
- ・最判 S35.12.2 (百 51) p230
- ・最判 S38.11.5 p233
- ・最大判 S43.4.24 (百 37) p228
- ・最判 S44.10.17 p233
- ・最判 S45.4.21 (百 98) p233
- ・最判 S47.1.25 (百 52) p230
- ・最判 S50.6.27 (百 35) p225
- ・最判 S51.2.26 p228
- ・最判 H4.10.20 p230

(参考文献)会社法

- ・「株式会社法」第6版(著:江頭憲治郎-有斐閣)
- ・「会社法」第2版(著:田中亘-東京大学出版会)
- ・「会社法 **Corporate Law**」第2版(著:高橋美加ほか-弘文堂)
→ 第3版を参照している箇所では[第3版]と表示
- ・「リーガルクエスト 会社法」第4版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「リーガルマインド 会社法」第14版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「会社法」第21版(著:神田秀樹-法律学講座双書)
- ・「事例で考える会社法」第2版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「事例研究 会社法」初版(編著:小林量・北村雅史-日本評論社)
- ・「会社法事例演習教材」第3版(著:前田雅弘ほか-有斐閣)
- ・「一問一答 令和元年改正会社法」初版(編著:竹林俊憲-商事法務)
- ・「一問一答 平成26年改正会社法」第2版(編著:坂本三郎-商事法務)
- ・「一問一答 新・会社法」改訂版(編著:相澤哲-商事法務)
- ・「新・会社法100問」第2版(編著:葉玉匡美-ダイヤモンド社)
- ・「会社法判例百選」第4版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年度～令和2年度(有斐閣)
- ・「別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説」2006年～2011年(日本評論社)
- ・「別冊法学セミナー 司法試験の問題と解説」2012年～2021年(日本評論社)
- ・「受験新報 司法試験 論文式問題と解説」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室 特集 新司法試験プレテスト(必須科目)」2006. Apr.NO307(有斐閣)
- ・「司法試験 論文式 問題と解説」中央大学真法会編(法学書院)
- ・「民事執行・保全法概論」(編:中野貞一郎-有斐閣双書)
- ・「改定 民事保全」(補正版-司法研修所)

(参考文献)手形法・小切手法

- ・「基本講義 手形・小切手法」初版(著:早川徹-新世社)
- ・「リーガルマインド 手形法・小切手法」第2版補訂版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「手形・小切手法 判例百選」第7版

(参考文献)商法総則・商行為法

- ・「リーガルマインド 商法総則・商行為法」第2版補訂版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「商法総則・商行為法 判例百選」第5版